

株 主 各 位

京都府宇治市伊勢田町井尻58番地

**互応化学工業株式会社**

代表取締役社長 藤 村 春 輝

## 第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時
  2. 場 所 京都府宇治市伊勢田町井尻58番地  
当社 本社 吾往エコーホール  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第65期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役  
会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第65期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）  
計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件                        |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                       |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件     |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件              |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件          |
| 第7号議案 | 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件      |

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出下さい。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

2. 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.goo-chem.co.jp/>）に掲載しております。

① 連結計算書類の「連結注記表」② 計算書類の「個別注記表」

なお、上記の当社ウェブサイト掲載事項は、監査役および会計監査人の監査の対象に含まれております。

3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.goo-chem.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における経済情勢は、国内外ともに緩やかな回復傾向が持続し、個人消費についても緩慢ながら持ち直しの傾向が見られました。一方、サービス業や運輸業などの人手不足、原材料の値上りなど懸念材料が顕在化するとともに、貿易摩擦や地政学的なリスクを抱えながら推移しました。

このような状況の中、当社グループが事業を展開する電子材料分野は、海外は低調な動きとなりましたが、国内は全体的には好調に推移しました。繊維分野におきましては、前期実績を下回りましたが、堅調な動きとなり、化粧品分野は国内外ともに好調、製紙印刷分野は市場が縮小傾向の中、現状を維持しました。その他工業用分野については、水溶性ポリエステル樹脂が前期実績を下回っておりますが、新規用途が増加しております。

その結果、当連結会計年度の売上高は7,603百万円（前年同期比2.4%増）、営業利益は739百万円（同8.6%減）、経常利益は858百万円（同5.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は750百万円（同20.7%増）の増収増益となりました。

以下、セグメント別の業績について、ご報告申し上げます。

##### (反応系製品)

反応系製品の中で繊維業界は、国内市場で衣料向けのナイロン細番手織物が堅調であったことと、資材織物向けも好調に推移したことにより前期を上回ることが出来ました。しかし、海外市場では韓国向けの出荷が減少したことにより、全体として前期を若干下回る結果となりました。

製紙印刷業界は、長期的な市場縮小の中にある出版関係の減少や広告媒体の変化によるダイレクトメールの減少などがあるものの、高感度UVニスなどの環境対策関連製品の開発により全体として横ばいとなりました。

化粧品業界は、国内市場でヘアスタイリング剤の新規獲得があり、海外でも大手化粧品メーカーの売上拡大に連れて販売量を伸ばすことが出来ました。

その他工業用分野は、水溶性ポリエステル樹脂の新規用途開発により新規用途も増えつつあります。また既存の状況では、国内市場でテキスタイル用途、フィルム用途ともに前期を下回る状況となりましたが、海外市場では堅調に推移しております。メッキ関係は国内市場が基板関連で堅調に推移し、海外市場も印刷用途が好調に推移しました。転写用樹脂関係は、海外市場が好調に推移し、国内の建築リフォーム用途も堅調に推移しました。自動車用途は、国内外ともに好調に推移しました。それらによって前期を上回る結果となりました。

その結果、当セグメントの売上高は6,415百万円（前年同期比2.3%増）、営業利益1,271百万円（同2.5%減）となりました。

（混合系製品）

レジストインク関係は、国内市場は引き続きアミューズメント関連が終始低調に推移しましたが、LED用途、自動車関連、スマートフォン向けは好調に推移しました。海外市場においては、中国の環境規制の影響でタッチパネル用途が低迷しました。LED用途はセットメーカーでの承認が得られ、順調に売上を伸ばすことが出来ました。また、スクリーン製版樹脂関連の国内市場は底打ち感があり販売を維持しましたが、海外市場は太陽電池関連で性能不足により販売が低迷しました。

その結果、当セグメントの売上高は1,187百万円（前年同期比3.1%増）、営業損失4百万円（前年同期は営業利益18百万円）となりました。

なお、セグメント別売上構成は以下のとおりであります。

事業区分	第64期 (平成29年3月期) (前連結会計年度)		第65期 (平成30年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
反応系製品	6,274百万円	84.5%	6,415百万円	84.4%	141百万円	2.3%
混合系製品	1,151	15.5	1,187	15.6	35	3.1
合計	7,426	100.0	7,603	100.0	177	2.4

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は962百万円となっております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度に新たな資金調達は行っておりません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第 62 期 (平成27年3月期)	第 63 期 (平成28年3月期)	第 64 期 (平成29年3月期)	第 65 期 (平成30年3月期) (当連結会計年度)
売上高(千円)	7,496,217	7,448,442	7,426,288	7,603,588
経常利益(千円)	968,099	869,817	911,051	858,375
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	596,024	605,393	621,855	750,738
1株当たり当期純利益	89円89銭	92円16銭	95円22銭	114円96銭
総資産(千円)	15,262,445	15,604,602	16,258,385	16,968,022
純資産(千円)	13,214,339	13,391,580	13,857,245	14,423,992

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数で算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
互応物流株式会社	20,000千円	100%	運送及び倉庫管理業
P.T. GOO INDONESIA CHEMICAL	4,000千米ドル	94.5%	化学工業製品の製造販売

#### (4) 対処すべき課題

今後の経済情勢は基本的に回復基調ながらも、海外の政治・経済の動きに不透明感が増す中、より一層現場に即した迅速な事業運営と、社会に提供できる独自の価値を示せるかどうかが、大きな課題になると考えております。

そしてこの課題に対処するために、社会に提供できる価値を原点に返って考え、経営理念である「独自の技術と技能を追求し続け、社員の遣り甲斐と生き甲斐に繋がる経営」を実践し、以下の指針に基づき、全社員が行動してまいります。

- ① 当事者となる。
- ② チームになる。
- ③ 考える力をコアとする。
- ④ 人そして地球を豊かにする。

さらに上記の指針に基づき行動する上で、一人ひとりが互いに応じ成長し合うという「互応の精神」を全社員が共有することを目指し、新たな価値を提供できる組織風土の創生に向け、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

#### (5) 主要な事業内容

当社グループは主に樹脂・インク・油剤をはじめとする特種化学工業製品の製造販売を行っております。これらは各種産業界でその製造過程において使用され、工程の合理化や品質の向上に寄与する高機能性化学製品であります。その用途は電子産業用、繊維用、化粧品用、製紙・印刷関連用、その他工業用の分野と多岐にわたっております。

## (6) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
【当 社】	
本 社 ・ 本 社 工 場	京都府宇治市伊勢田町
福 井 工 場	福井県坂井市三国町
滋 賀 工 場	滋賀県蒲生郡日野町
北 陸 営 業 所	石川県小松市荒木田町
東 京 営 業 所	東京都千代田区鍛冶町
【子会社】	
P. T. GOO INDONESIA CHEMICAL	インドネシア共和国ブカシ市

## (7) 使用人の状況

### ① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
259 (27) 名	10 (-) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
224 (22) 名	11 (△1) 名	37.5歳	14.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 25,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,992,000株
- ③ 株主数 777名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
互応産業株式会社	1,104,000	16.9
藤村春輝	406,000	6.2
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	361,600	5.5
株式会社京都銀行	300,000	4.6
株式会社三菱東京UFJ銀行	300,000	4.6
互応化学従業員持株会	272,960	4.2
大阪中小企業投資育成株式会社	238,000	3.6
昭栄薬品株式会社	227,000	3.5
京都中央信用金庫	191,800	2.9
柳井清	181,800	2.8

（注）持株比率は自己株式（461,582株）を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状態

#### ① 取締役及び監査役の状態（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状態
取締役会長	池上 幸一	P. T. GOO INDONESIA CHEMICAL President Commissioner
代表取締役社長	藤村 春輝	管理部門担当 互応産業株式会社 代表取締役社長
代表取締役専務	福島 泰人	事業部門担当兼機能化学品事業部長
常務取締役	小幡 恭三	生産部門担当
取締役	三宅 得山	品質保証部長
取締役	渡邊 徹	弁護士法人淀屋橋・山上合同パートナー 弁護士
常勤監査役	西川 憲一	
監査役	松田 臣	互応物流株式会社 監査役 大同倉庫株式会社 代表取締役社長 互応産業株式会社 監査役
監査役	竹原 重光	竹原重光税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役渡邊 徹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松田 臣氏及び監査役竹原重光氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役西川憲一氏は、長年の銀行勤務と当社で管理本部長を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役竹原重光氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役渡邊 徹氏及び監査役松田 臣氏並びに監査役竹原重光氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状態
中島 吉朗	平成29年6月23日	任期満了	監査役

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、業務執行を行わない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

### ④ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	145百万円 (5百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	16百万円 (7百万円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (3名)	161百万円 (12百万円)

- (注) 1. 上記には平成29年6月23日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月22日開催の第59回定時株主総会において年額180百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与を含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成3年1月21日開催の第37回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の支給額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額及び役員賞与引当金繰入額が含まれております。
6. 上記のほか、平成29年6月23日開催の第64回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。
- ・退任監査役1名 0百万円
7. 当事業年度において、社外役員が子会社から役員として受けた報酬等の総額は1百万円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼任する会社、法人等	兼任の内容
取締役	渡 邊 徹	弁護士法人淀屋橋・山上合同	パートナー
監査役	松 田 臣	大同倉庫株式会社 互応物流株式会社 互応産業株式会社	代表取締役社長 監査役 監査役
監査役	竹 原 重 光	竹原重光税理士事務所	所長

- (注) 1. 当社と弁護士法人淀屋橋・山上合同との間に重要な取引関係はありません。  
 2. 当社と大同倉庫株式会社との間に重要な取引関係はありません。  
 3. 互応物流株式会社は当社の子会社であります。  
 4. 互応産業株式会社は当社のその他の関係会社であります。  
 5. 当社と竹原重光税理士事務所との間に重要な取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

取締役 渡邊 徹氏 取締役会 14回開催、うち13回出席

監査役 松田 臣氏 取締役会 14回開催、うち14回出席

監査役会 14回開催、うち14回出席

監査役 竹原重光氏 取締役会 14回開催、うち13回出席

監査役会 14回開催、うち13回出席

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役渡邊 徹氏は、主に弁護士として専門的見地から、また、監査役松田 臣氏は、主に企業経営的見地から、監査役竹原重光氏は、主に税理士として専門的見地から多岐にわたり意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、両社外監査役は監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人グラヴィタス

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 子会社のうち、P. T. GOO INDONESIA CHEMICALは当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善見込みがないと判断した場合、もしくは監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当したことにより、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任した場合は、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 当社及び子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制にかかる規定に基づき、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。また、その徹底を図るため、当社の総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は、当社の総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報制度規程により、不正行為等の早期発見と是正を図る。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

### ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は当社の総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては当社の取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

### ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会の決定に基づく業務執行について組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者とその責任及び執行手続について定め全社的な業務の効率的運営及び責任体制を構築する。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制

当社の子会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づきその業務遂行状況を把握し管理を行う。

子会社に関する管理業務は当社の経理部が統括し、横断的な管理を行うものとする。

当社は、子会社にその営業成績、財務状況、その他の重要な事項について当社への定期的な報告を義務付け、必要に応じて主管部門が確認・指導する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査室は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けない。

当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループ経営に重大な影響を及ぼす事態が発生しまたは発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役へ速やかに適切な報告を行う。

- ⑧ 監査役等に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社及び子会社において、監査役に上記⑦の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不当な取扱いを受けないよう、内部通報制度規程により、通報者の保護を図る。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

- ⑪ 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

経理部及び監査室は、当社の財務報告の信頼性を確保し、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築する。

なお、体制構築及び制度の運用に際しては経理担当取締役を責任者とするチームを組織し、全社横断的な各部門の協力体制により行うものとする。

また、取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況運用状況を監視する。

- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制整備

総務部を統括部署とし、各事業所に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの利益供与や民事介入等の不当要求に屈しない体制を構築する。

所轄警察署、警察本部組織防犯対策室、顧問弁護士等の外部専門機関と連携し協力を得て、反社会的勢力に対する体制を整備する。

また、当社は京都地区企業防衛対策協議会に所属しており、指導を受けるとともに情報の共有化を図り、必要に応じて総務部から不良情報等を発信・報告することにより関係各部署において対応策を検討、当社全体で反社会的勢力に対して有効かつ迅速な対処を図っていく。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は業務の適正を確保するための運用状況を定期的に取り締役会に報告し、必要に応じて適宜見直しを行っております。

当事業年度における取り組みにつきましては、子会社も含め「(5) 業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しております。

その主な取り組みとしては以下のとおりであります。

- ・毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。また、子会社の業績等については定時取締役会で毎月報告がなされております。
- ・財務報告の適正性と信頼性を確保するため、当事業年度の内部統制評価計画に基づき、内部統制評価を実施いたしました。
- ・当事業年度の内部監査方針に基づき、社長直轄の監査室が内部監査を実施し、監査役会及び取締役会へ報告しております。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>11,081,491</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,965,721</b>
現金及び預金	7,407,260	支払手形及び買掛金	560,962
受取手形及び売掛金	1,842,314	電子記録債務	638,472
電子記録債権	275,009	未払金	213,188
たな卸資産	1,427,818	未払費用	3,545
繰延税金資産	105,768	未払法人税等	205,578
その他	27,383	賞与引当金	229,363
貸倒引当金	△4,064	役員賞与引当金	28,500
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,886,531</b>	その他	86,109
<b>有形固定資産</b>	<b>4,506,442</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>578,309</b>
建物及び構築物	802,429	役員退職慰労引当金	135,108
機械装置及び運搬具	358,151	退職給付に係る負債	443,200
工具器具備品	187,383	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,544,030</b>
土地	2,218,114	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	940,363	<b>株 主 資 本</b>	<b>14,072,304</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>73,476</b>	資本金	842,000
借地権	51,192	資本剰余金	827,990
その他	22,283	利益剰余金	12,806,496
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,306,612</b>	自己株式	△404,182
投資有価証券	1,285,926	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>315,327</b>
従業員長期貸付金	2,890	その他有価証券評価差額金	283,845
繰延税金資産	8,634	為替換算調整勘定	33,452
その他	21,335	退職給付に係る調整累計額	△1,970
貸倒引当金	△12,174	<b>非支配株主持分</b>	<b>36,360</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>16,968,022</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>14,423,992</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>16,968,022</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	額
売上高		7,603,588
売上原価		4,724,236
売上総利益		2,879,351
販売費及び一般管理費		2,140,149
営業利益		739,201
営業外収益		
受取利息及び配当金	20,402	
ロイヤリティ	127,119	
受取補償金	17,033	
その他	13,214	177,770
営業外費用		
売上割引	11,423	
支払補償費	31,775	
為替差損	8,141	
持分法による投資損失	6,966	
その他	290	58,597
経常利益		858,375
特別利益		
固定資産売却益	539	
投資有価証券売却益	191,524	192,064
特別損失		
固定資産除却損	4,400	4,400
税金等調整前当期純利益		1,046,038
法人税、住民税及び事業税	317,115	
法人税等調整額	△23,383	293,732
当期純利益		752,306
非支配株主に帰属する当期純利益		1,567
親会社株主に帰属する当期純利益		750,738

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成29年4月1日 期首残高	842,000	827,990	12,316,977	△404,088	13,582,879
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△261,219		△261,219
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			750,738		750,738
自 己 株 式 の 取 得				△93	△93
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	489,519	△93	489,425
平成30年3月31日 期末残高	842,000	827,990	12,806,496	△404,182	14,072,304

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価 証券評価差 額 金	為替換算調 整 勘 定	退職給付に 係る調整累 計 額	その他の包 括利益累計 額 合 計		
平成29年4月1日 期首残高	188,033	50,613	△1,724	236,922	37,443	13,857,245
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△261,219
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						750,738
自 己 株 式 の 取 得						△93
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	95,812	△17,160	△246	78,404	△1,083	77,321
連結会計年度中の変動額合計	95,812	△17,160	△246	78,404	△1,083	566,747
平成30年3月31日 期末残高	283,845	33,452	△1,970	315,327	36,360	14,423,992

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>10,189,693</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,877,359</b>
現金及び預金	6,845,548	支払手形	40,681
受取手形	594,782	電子記録債権	638,472
電子記録債権	275,009	買掛金	444,382
売掛金	1,072,181	未払金	221,218
商品	13,451	未払法人税等	203,077
製成品	596,033	預り金	31,322
原材料	404,759	前受金	36,164
仕掛品	273,105	賞与引当金	220,943
貯蔵品	1,985	役員賞与引当金	28,000
前払費用	13,308	その他	13,096
繰延税金資産	100,580	<b>固 定 負 債</b>	<b>521,246</b>
その他の貸倒引当金	3,031	退職給付引当金	412,455
<b>固 定 資 産</b>	<b>6,124,602</b>	役員退職慰労引当金	108,791
<b>有形固定資産</b>	<b>4,333,210</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,398,605</b>
建物	748,081	<b>純 資 産 の 部</b>	
構築物	31,864	<b>株 主 資 本</b>	<b>13,631,844</b>
機械装置	313,308	資本金	842,000
車両運搬具	16,762	資本剰余金	827,990
工具器具備品	174,714	資本準備金	827,990
土地	2,108,114	利益剰余金	12,366,036
建設仮勘定	940,363	利益準備金	109,341
<b>無形固定資産</b>	<b>22,064</b>	その他利益剰余金	12,256,695
電話加入権	4,104	配当積立金	200,000
水道施設利用権	63	国庫補助金等圧縮積立金	91,991
ソフトウェア	17,896	別途積立金	8,448,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,769,328</b>	繰越利益剰余金	3,516,704
投資有価証券	1,197,973	<b>自 己 株 式</b>	<b>△404,182</b>
関係会社株式	551,966	評価・換算差額等	283,845
出資	152	その他有価証券評価差額金	283,845
従業員長期貸付金	186	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>13,915,690</b>
繰延税金資産	10,502	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>16,314,296</b>
その他の貸倒引当金	16,766		
貸倒引当金	△8,219		
<b>資 産 合 計</b>	<b>16,314,296</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,159,004
売 上 原 価		4,402,023
売 上 総 利 益		2,756,981
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,065,644
営 業 利 益		691,337
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	42,326	
ロ イ ヤ リ テ ィ ー	130,828	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	1	
受 取 補 償 費	17,033	
そ の 他	11,275	201,464
営 業 外 費 用		
売 上 割 引	11,423	
為 替 差 損	5,333	
支 払 補 償 費	31,775	
そ の 他	8	48,540
経 常 利 益		844,261
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	191,524	191,524
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,400	4,400
税 引 前 当 期 純 利 益		1,031,384
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	302,976	
法 人 税 等 調 整 額	△33,774	269,202
当 期 純 利 益		762,182

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
				配当積立金	国庫補助金等 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
平成29年4月1日 期首残高	842,000	827,990	109,341	200,000	97,288	8,248,000	3,210,444
事業年度中の変動額							
国庫補助金等圧縮積立金の取崩					△5,296		5,296
別途積立金の積立						200,000	△200,000
剰余金の配当							△261,219
当期純利益							762,182
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△5,296	200,000	306,259
平成30年3月31日 期末残高	842,000	827,990	109,341	200,000	91,991	8,448,000	3,516,704

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成29年4月1日 期首残高	△404,088	13,130,975	188,033	13,319,008
事業年度中の変動額				
国庫補助金等圧縮積立金の取崩		—		—
別途積立金の積立		—		—
剰余金の配当		△261,219		△261,219
当期純利益		762,182		762,182
自己株式の取得	△93	△93		△93
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			95,812	95,812
事業年度中の変動額合計	△93	500,869	95,812	596,681
平成30年3月31日 期末残高	△404,182	13,631,844	283,845	13,915,690

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

互応化学工業株式会社

取締役会 御中

### 監査法人グラヴィタス

指 定 社 員 公認会計士 圓 岡 徳 樹 ⑩  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 飯 田 一 紀 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、互応化学工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、互応化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

互応化学工業株式会社

取締役会 御中

### 監査法人グラヴィタス

指 定 社 員 公 認 会 計 士 圓 岡 徳 樹 ⑩  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 飯 田 一 紀 ⑩  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、互応化学工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月25日

互応化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 西 川 憲 一 ⑩

社外監査役 松 田 臣 ⑩

社外監査役 竹 原 重 光 ⑩

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様へ安定した配当を継続的に実施するとともに、今後の事業拡大や研究開発ならびに生産性向上を実現するために内部留保資金の確保を行い、企業競争力を高めていくことを基本として、健全な企業発展をしてまいりたいと考えております。

このような方針に基づき、当期の期末配当金およびその他の剰余金の処分につきましては、創立65周年記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき普通配当30円に、創立65周年を記念して記念配当10円を加え、合計1株につき40円とさせていただきます。

なお、この場合の配当総額は261,216,720円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月25日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 200,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>3. 会計監査人</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (現行通り)</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>② (現行通り)</p> <p>③ (現行通り)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="336 259 820 461">② <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="491 696 587 734">(新設)</p> <p data-bbox="269 1189 708 1227">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="264 1245 815 1395">第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="336 1518 820 1778">② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p data-bbox="916 259 1399 685">③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="916 696 1399 1178">④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="847 1189 1286 1227">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="842 1245 1399 1505">第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="916 1518 1399 1944">② 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長が欠員又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長が欠員又は事故<u>がある</u>ときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第25条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規程)  第25条 (条文省略)  (新設)</p> <p>(報酬等)  第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条～第28条 (条文省略)  第5章 監査役及び監査役会  (員数)  第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。  (選任の方法)  第30条 監査役は、株主総会において選任する。  ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会規程)  第27条 (現行通り)  (監査等委員会規程)  第28条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(報酬等)  第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条～第31条 (現行通り)  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(任期)	(削除)
<p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
(常勤監査役)	(削除)
<p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
(監査役会の招集通知)	(削除)
<p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>	
(監査役会規程)	(削除)
<p>第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
(報酬等)	(削除)
<p>第35条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の責任免除)	(削除)
<p><u>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>第6章 計算</p>	<p>第5章 計算</p>
<p>第37条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第32条～第35条 (現行通り)</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>第1条 この定款は、昭和28年11月6日から施行する。</p>	<p>第1条 この定款は、昭和28年11月6日から施行する。</p>
<p>2.～27. (条文省略)</p>	<p>2.～27. (現行通り)</p>
<p>(新設)</p>	<p>28. 平成30年6月22日一部改訂</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第2条 第65回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</u></p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。（以下、本議案において同じ））5名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	ふじむら  はるき 藤村春輝 (昭和36年1月21日)	平成2年11月 当社入社 平成3年1月 当社取締役経営企画室長 平成11年4月 当社取締役資材部長 平成11年6月 当社取締役ISO事務局長 平成12年1月 当社取締役生産部長兼品質保証部長 平成14年4月 当社取締役営業部長 平成14年6月 当社代表取締役常務営業部長 平成15年10月 当社代表取締役常務経営企画室長 平成20年6月 当社取締役品質保証部長 平成22年6月 当社取締役資材部長 平成24年4月 当社代表取締役常務資材・品質保証統括本部長 平成25年6月 当社代表取締役社長兼事業本部長 平成26年1月 互応産業株式会社代表取締役社長 (現任) 平成26年4月 当社代表取締役社長 (現任)	406,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 代表取締役社長として、経営全般を担っており、長期ビジョンや中期経営計画に基づき、強力なリーダーシップにより、事業を牽引しております。全ての業務の基準や成果の定量化の取り組みを統括し、仕事の見直し、仕事の見える化を実践することにより、経営資源配分の最適化、人事評価制度や働き方改革を推進するなどしております。これらの実績から、当社の持続的な成長と中期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
2	ふくしま やすと 福島泰人 (昭和35年12月25日)	昭和58年3月 当社入社 平成19年4月 当社営業部営業第1部長 平成20年6月 当社取締役営業部長 平成21年4月 当社取締役営業部長兼東京営業所長 平成24年4月 当社常務取締役電子化学品事業部長 平成25年5月 P. T. GOO INDONESIA CHEMICAL President Director 平成26年4月 当社代表取締役常務事業本部長 平成27年1月 互応産業株式会社取締役(現任) 平成28年4月 当社代表取締役常務事業部門 担当 平成28年5月 P. T. GOO INDONESIA CHEMICAL President Director 平成28年6月 当社代表取締役専務(現任)	29,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 代表取締役専務として当社の経営を担っており、社長を補佐するとともに、国内外の事業を統括し、事業の拡大を推進しております。これらの実績と海外子会社の経営等における豊富な経験を有していることを踏まえ、当社の持続的な成長と中期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	おばた きょうぞう 小幡恭三 (昭和29年6月18日)	昭和53年3月 当社入社 平成19年4月 当社第1研究室室長主席研究員 平成20年6月 当社取締役研究部長 平成24年4月 当社常務取締役機能化学品事業部長 平成26年4月 当社常務取締役生産本部長 平成26年6月 互応物流株式会社取締役(現任) 平成28年4月 当社常務取締役生産部門担当 兼資材部長 平成30年4月 当社常務取締役管理部門担当(現任)	39,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 常務取締役として、当社の経営を担っており、研究部門や生産部門等の長を歴任し、課題形成・事業構築を推進するなどしております。これらの実績と子会社経営等における豊富な経験を有していることを踏まえ、当社の持続的な成長と中期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	三宅 得山 (昭和32年12月8日)	昭和55年3月 当社入社 平成22年4月 当社営業部営業第4部長 平成24年4月 当社化粧品事業部長 平成24年6月 当社取締役化粧品事業部長 平成26年4月 当社取締役事業本部副本部長 兼電子化学品事業部長 平成28年4月 当社取締役電子化学品事業部長 平成28年6月 互応物流株式会社取締役(現任) 平成29年4月 当社取締役品質保証部長(現任)	11,450株
<p>【取締役候補者とした理由】 電子化学品事業部長を経て品質保証部長として経営を担っており、事業部門における豊富な業務経験と実績、当社の製品および技術全般に関するグローバルな知見を踏まえ、当社の持続的な成長と中期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
5	渡邊 徹 (昭和47年4月17日) (注2)	平成11年4月 弁護士登録 (大阪弁護士会) 淀屋橋合同法律事務所(現弁護士法人淀屋橋・山上合同)入所 平成15年4月 同所パートナー(現任) 平成18年6月 当社社外監査役 平成26年6月 当社社外取締役(現任)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 法律の専門家として豊富な実績や見識を当社の経営に反映させていただくため、社外取締役候補者いたしました。</p> <p>【社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由】 過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培ってきた知識や経験ならびに高い法令順守の精神を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。</p>			

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 渡邊徹氏は、社外取締役候補者であります。特記事項は、以下のとおりであります。

(1) 社外取締役に就任してからの年数

現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基

づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間の当該契約を継続する予定です。

(3) 独立役員 の 指定

当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、当社は同氏がパートナーを務める弁護士法人と顧問弁護士契約を締結しておりますが、その契約による報酬は年間1,000千円であり、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 *	にし かわ けん いち 西 川 憲 一 (昭和26年3月8日)	平成17年4月 当社入社管理部長 平成17年5月 P.T.GOO INDONESIA CHEMICAL Commissoiner 平成17年6月 当社取締役管理部長 平成24年4月 当社常務取締役管理本部長 平成27年6月 互応物流株式会社取締役 平成28年4月 当社常務取締役管理部門担当 平成28年6月 当社監査役(常勤)(現任)	49,000株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 経営全般にわたる豊富な経験と財務・会計に関して高度な見識を活かし監査体制の強化を果たすことに加え、取締役会において適切な意見を述べることできる人材と判断し、監査等委員である取締役候補者としたしました。			
2 *	たけ はら しげ みつ 竹 原 重 光 (昭和23年4月25日)	昭和42年4月 福岡国税局入局 平成12年7月 峰山税務署長 平成14年7月 大阪国税不服審判所神戸支所国税審判官 平成18年7月 名古屋国税局調査部次長 平成19年7月 東税務署長 平成20年7月 竹原重光税理士事務所開業(現任) 平成24年5月 株式会社システム機器センター監査役 平成24年6月 大和無線電器株式会社監査役 平成25年4月 リード株式会社監査役 平成26年6月 当社監査役(社外)(現任)	0株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 直接企業経営に関与された経験はございませんが、税務ならびに会計分野における長年の経験に基づく高い識見に基づき、適切な監査を実施していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3 *	たなか ひさよし 田中久喜 (昭和36年1月28日)	昭和59年4月 石井食品株式会社入社 平成7年2月 田中久喜税理士事務所開業 平成24年4月 税理士法人アイデア設立代表社員(現任)	0株
<b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b> 税理士として企業経営に精通し、企業経営を統括する十分な見識を有しており、取締役の職務遂行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. \*は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 竹原重光氏および田中久喜氏は社外取締役候補者であります。なお、竹原重光氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。
4. 責任限定契約の内容の概要  
 当社は西川憲一氏および竹原重光氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としており、両氏の選任が承認された場合、当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定です。田中久喜氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。
5. 独立役員 の 指 定
- (1) 当社は竹原重光氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、田中久喜氏の選任が承認された場合は同様に届け出る予定です。
- (2) 当社は竹原重光氏が所長である税理士事務所と税理業務の委託契約を締結しておりますが、その契約による報酬は年間1,500千円と少額であり、当社と同氏との間に特別の利害関係はないと判断しております。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件  
当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、平成24年6月22日開催の第59回定時株主総会において、年額180百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬等の額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額180百万円以内（うち社外取締役12百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、5名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として効力を生じるものとしたします。

**第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として効力を生じるものとしたします。

## 第7号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。取締役池上幸一氏および監査役松田臣氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
池 上 幸 一	平成8年6月 取締役 平成14年6月 常務取締役 平成16年6月 代表取締役社長 平成25年6月 代表取締役会長 平成29年6月 取締役会長（現任）
松 田 臣	平成6年6月 社外監査役（現任）

以 上





# 株主総会会場ご案内図

互応化学工業株式会社 本社 吾往エコーホール

京都府宇治市伊勢田町井尻58番地  
(近鉄京都線小倉駅下車 徒歩約15分)

